

—生徒会会則—

第1章 名称

第1条 本会は、松戸市立第三中学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は、松戸市立第三中学校生徒を会員として、本校職員の指導と助言のもとに、主として学校における生徒の生活改善や福祉を目ざす活動、及びその他の活動などの連絡調整に関する活動を行うをもって目的とする。

第3章 会員及び顧問

第3条 本校に在籍する生徒を会員とする。

第4条 会員は相互の努力協力によって自治運営をとり行わなければならない。

第5条 先生は顧問とし、本会のあらゆる活動に参加し、応援することができる。投票権は持たない。

第4章 組織と運営

第6条 本会は目的を達成するために学校長の承認を得て次の活動を行う。

- 1 学校行事への参加
- 2 各部の活動
- 3 学校生活の改善
- 4 会員相互の生活指導
- 5 生徒会行事の運営

第7条 本会を運営するために次の会におく。

1.総会 2.代表委員会 3.学年委員会 4.学級会 5.委員会・専門委員会 6.委員長会 7.部活動部長会 8.選挙管理委員会

第8条 前条の会の任務は、次の通りである。

1.総会

①総会は生徒会組織の最高議決機関である。定期総会は、原則として6月に開かれる。ただし、全会員の3分の1以上の要求があった場合、並びに代表委員会で必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。

②議決には出席全員の過半数の賛成が必要である。又可否同数の場合は議長団に一任する。

③総会の任務は次の通りとする。

- (1) 規約の決定及び改訂
- (2) 役員承認
- (3) 年間活動計画・予算の決定
- (4) 年間活動報告・決算承認
- (5) 学校提出議題の審議
- (6) その他、基本的事項についての審議

2.代表委員会

①代表委員会は総会に次ぐ議決機関であり、各学級から選出された男女各1名ずつの中央委員と本部によって構成される。定期委員会は原則として、学期に数回開かれる。ただし、本部が必要と認めた場合、及び先生方の要求があった場合は、臨時に委員会を開くことができる。

②本会の任務は次の通りとする。

- (1) 生徒総会に提案する議案・報告書の審議
- (2) 学年の諸問題、及び学級から提出された議題の審議
- (3) 各委員会、部活動協議会から提出される全校的な問題の審議

3. 学年委員会

①学年委員会は、同学年の学級の各委員によって構成される。定期委員会のほか、委員会を必要に応じて開くことができる。

②本会の任務は次の通りとする。

- (1) 学年の諸問題、及び学級から提案された全校的な議題の審議
- (2) 学年行事計画の決定
- (3) 代表委員会に提出する議題の審議

4. 学級会

学級会は本会運営の土台であり、学級全般の問題や他の機関、又は学校より送付された問題について協議する。問題となったことがその学級のみならず、他の学級にも関係のある場合には、それに関する会議に中央委員又は各委員が提出する。

5. 委員会と専門委員会

①委員会と専門委員会が各クラスより選出された委員によって構成される。定期委員会は毎回1回開かれる。又、必要に応じて臨時委員会を開くことができる。

②学年の必要に応じて、学年毎に専門委員会が活動できる。この場合、学年独自の構想によって企画運営できる。

③本会の任務は次の通りとする。

- (1) 予算の審議及び執行
- (2) 行事の企画運営
- (3) 各委員会に共通する問題の審議
- (4) その他

6. 委員長会

①委員長会が各委員会、専門委員会の委員長によって構成される。会議は必要に応じて開くことにする。

②本会の任務は次の通りとする。

- (1) 活動報告の報告
- (2) 他委員会への連絡調整
- (3) その他

7. 部活動部長会

①部活動部長会は各部の部長によって構成される。会議は必要に応じて開くことにする。

②本会の任務は次の通りとする。

- (1) 予算の審議
- (2) 行事計画の審議
- (3) 各部活動に共通する問題の審議

8. 選挙管理委員会

①選挙管理委員会は各学級より1名選出して構成される。任期は1年間とする。

②本会の任務は次の通りとする。

- (1) 本会は選挙に関する一切のことをする。
- (2) 選挙に関する規定は別に定める。

第5章 役員

第9条 本会の役員は次の通りとする。

会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、各委員長、各専門委員長、各部活動部長

第10条 役員の選出は次の通りとする。

1. 会長、副会長、書記、会計は選挙により、それぞれ立候補した者の中より得票順にその定員を決定する。
2. 各委員長、各専門委員長、各部活動の部長は各委員会、各専門委員会、部員集会で選出され、代表委員会がこれを承認する。

第11条 役員の補充は次の通りとする。

原則として役員の辞任は認めない。ただし、転校、その他の理由により補充が必要な時は、選挙における次点者がその残任期間を務める。

第12条 役員の任期は10月1日から翌年9月30日までの1年間を原則とする。

第13条 役員は次の業務を行う。

1. 会長は生徒会の代表で、総会、代表委員会、委員会、委員長会、専門委員会、専門委員長会、部活動部長会を召集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
3. 書記は諸会議の記録及び関係書類の整理保管を行う。
4. 会計は会費の収支を扱い、予算・決算書の作成にあたる。
5. 会計監査は別に定めるが、会計の予算・決算書の監査を行う。
6. 各委員長と専門委員長は、会長、副会長を補佐し、原案作成に協力するとともに各委員会、各専門委員会の計画を把握し、活動の中心となる。
7. 各部活動部長は会長、副会長を補佐し、各部の活動状況を把握し、活動の中心となる。

第6章 保留権

第14条 本会のすべての議決は校長の承認を得て、最終的に有効となる。

第7章 改正

第15条 本会側は中央委員会の審議を得て、総会の3分の2以上の議決を得なければ、改正することはできない。

第8章 細則

第16条 代表委員会はこの会則を施行するために、細則を定めることができる。

付則

第17条 この会則は昭和48年4月1日より施行する。

第18条 この会則は昭和56年4月1日一部改正。

第19条 この会則は昭和62年4月1日一部改正。

第20条 この会則は平成7年3月26日一部改正

第21条 この会則は平成25年4月1日一部改正。

第22条 この会則は平成30年4月1日一部改正。